

※このお知らせは住民基本台帳に基づき、日本脳炎予防接種第1期初回のお知らせとして3歳になられた方・第1期追加のお知らせとして4歳になる方に送付しています。

日本脳炎予防接種(第1期)のお知らせ

お子さんが予防接種法に基づく定期の予防接種日本脳炎予防接種(第1期)の標準的な接種期間の対象になりますので、お知らせいたします。

日本脳炎の予防接種は第1期と第2期で4回の接種となりますが、この第1期は初回(2回接種)と追加(1回接種)の計3回の接種となります。

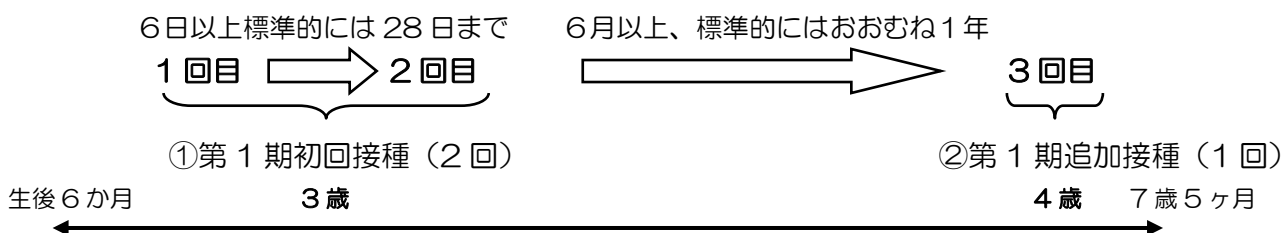
1. 対象年齢 生後6か月～7歳5か月(7歳6か月になる前日まで)
2. 接種費用 無料(対象年齢内で接種を受ける場合)
3. 接種場所 日本脳炎予防接種実施医療機関(別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照)
4. 接種回数(計3回)と間隔

①第1期初回接種(2回) 標準的な接種年齢 3歳～4歳未満 ※¹
6日以上、標準的には28日までの間隔をおいて2回
②第1期追加接種(1回) 標準的な接種年齢 4歳～5歳未満
初回(2回)接種終了後6日以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて

第2期(4回目)接種は9歳以上13歳未満で接種

※¹生後6ヶ月以上3歳未満で接種する場合はワクチン接種量が3歳以上で接種する半分の0.25mlとなります

接種スケジュール(母子手帳で受けた回数と間隔をよく確認しましょう)



5. その他
 - ・接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。
 - ・当日は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。
 - ・2回目以降の予診票は医療機関にあります。

★予防接種を受けるに当たって

- ① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康(Vaccination and children's Health)」の外国語版(Foreign Language)をご希望の方は、下記 URL <予防接種リサーチセンター(Public Foundation of the Vaccination Research Center)>をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔や、接種を受けるにあたっての注意事項は別紙「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕をもって、日頃からお子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れになってください。

【裏面あり】

★予防接種後の注意

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつもの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

★日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染によって起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致死率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。国内での患者発生は西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月頃まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。最近では高齢者を中心に患者が発生していますが、平成27(2015)年には10か月児の日本脳炎確定例が千葉県から報告されています。

(公財) 予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康 2025年度版」から転載(一部改変)

★副反応について

現在国内で製造販売され、使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンはジェービックV(以下、Aとする)とエンセバック皮下注用(以下、Bとする)があります。各製剤の臨床試験は別々に行われたものであるため比較はできませんが、ワクチンの添付文書によると、生後6月以上90月未満の小児で、以下の副反応が認められたとされており、

Aでは、123例中49例(39.8%)に副反応が認められ、その主なものは発熱(18.7%)、咳嗽(11.4%)、鼻漏(9.8%)、注射部位紅斑(8.9%)であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられたとされています。また、Bでは、163例中84例(51.5%)に副反応が認められ、その主なものは発熱(21.5%)、注射部位紅斑(16.6%)、咳嗽(8.0%)、注射部位腫脹(6.7%)、鼻漏(6.7%)、発疹(5.5%)であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられたとされています。その他にショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

万一異常が強く出た場合には医師の診察を受けてください。

※なお、ADEMや脳炎・脳症の発症は日本脳炎ワクチンに特異的なものではありません。感染症の発症後、日本脳炎ワクチン以外のワクチン接種後、発症のきっかけと考えられる感染症やワクチンの接種がない場合もあります。

以上の内容は厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」を一部転載(改変)しています。詳しい情報をご希望の方は下記URL先(厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」)をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf

★予防接種による健康被害救済制度について

定期的な予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 電話042-376-9111